

東京都食品安全情報評価委員会
第八回「健康食品」専門委員会 次第

平成 17 年 12 月 22 日(木)
午 前 10 時 開 会
都 庁 第 一 本 庁 舎 4 2 階
特 別 会 議 室 C

1 開会

2 議事

東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会報告(案)について

資料 1、2

3 閉会

【資料】

資料 1 東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会報告(案)

別添 1 「健康食品」を安全に利用するために必要な基本的な考え方(案)

別添 2 報告書添付資料(案)

資料 2 東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会報告(案)【全体像】

東京都食品安全情報評価委員会
「健康食品」専門委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	所属等
1	池上 幸江	大妻女子大学教授
2	梅垣 敬三(座長)	独立行政法人国立健康・栄養研究所 食品表示分析・規格研究部健康影響評価研究室長
3	代田 真理子	財団法人食品薬品安全センター秦野研究所 毒性部毒性学研究室
4	浜野 弘昭	特定非営利活動法人日本国際生命科学協会理事
5	林 裕造	元国立衛生試験所 安全性生物試験研究センター長
6	丸山 道生	東京都職員共済組合青山病院 外科部長
7	村上 紀子	女子栄養大学教授

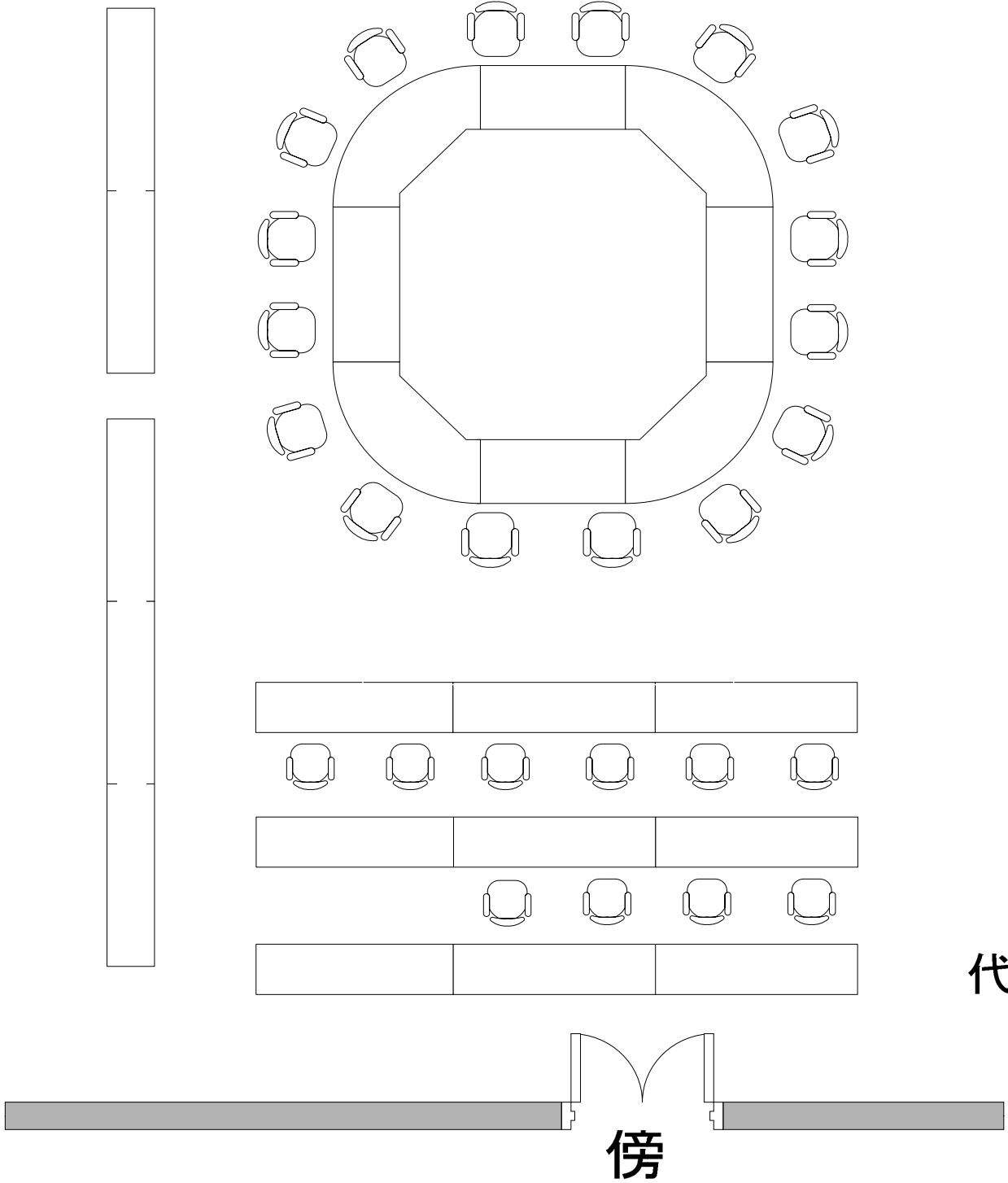
東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会 関係職員

役 職	氏 名
健康安全室参事(食品医薬品安全担当)	浅 井 葵
健康安全室薬務課長	芦 野 研 治
健康安全室食品監視課長	小 川 誠 一
健康安全室薬事監視課長	中 村 憲 久
健康安全室副参事(食品危機管理担当)	長 島 建 一
健康安全研究センター食品化学部 食品成分研究科副参事	中 里 光 男
健康安全研究センター医薬品部 医薬品研究科長	安 田 一 郎
健康安全研究センター環境保健部 病理研究科長	小 縣 昭 夫
健康安全室食品監視課監視計画係長	力 武 廉 太 郎
健康安全室食品監視課規格基準係長	薩 埴 真 二
健康安全室食品監視課食中毒調査係長	福 田 博 保
健康安全室薬事監視課監視指導係長	藤 田 祥 二

事務局職員

健康安全室副参事(食品医薬品情報担当)	古 田 賢 二
健康安全室健康安全課食品医薬品情報係長	渡 部 浩 文
健康安全室健康安全課課務担当係長	香 川 一 浩
健康安全室健康安全課食品医薬品情報係主任	古 川 恵
健康安全室健康安全課食品医薬品情報係主任	小 澤 康 子

座 席 表



代田委員

池上委員

東京都食品安全情報評価委員会規則（平成十六年東京都規則第七十九号）

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。）第二十七条第八項の規定に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員）

第二条 条例第二十七条第五項に規定する専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

（委員長及び副委員長）

第三条 情報評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、情報評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第四条 情報評価委員会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第五条 情報評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 情報評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員会）

第六条 情報評価委員会は、所掌事務を分掌させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 専門委員会に座長を置き、専門委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 専門委員会は、委員長が招集する。

5 専門委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

6 専門委員会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

7 座長は、専門委員会の事務を総理し、調査の経過及び結果を情報評価委員会に報告する。

8 情報評価委員会は、その議決により専門委員会の議決をもって情報評価委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第七条 情報評価委員会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、情報評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が情報評価委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年七月三十一日までの間、第七条中「福祉保健局」とあるのは「健康局」と読み替えるものとする。